

国費オープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。（売払いの場合は、最高価格を提示された事業者を契約相手とします。）
- ・ **参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡ください。**

《留意事項》

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 案件内容

「オープンカウンター方式による見積依頼案件」のとおり

3 問い合わせ先（見積書等の提出先）

〒910-8515 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部 会計課 用度係
代表電話番号 0776-22-2880（内線2221, 2223）

- ※ 説明等を受けるため直接来庁される場合は、事前に電話連絡をお願いします。
事前連絡なしで来庁されますと、担当者が不在の場合があります。
- ※ 見積書は、持参、郵送を問わず、締切日時必着とし、封筒の表に「**オープンカウンター見積書在中**」と必ず朱書きしてください。見積書の提出期限までに提出、到達できなかった見積書は無効となりますのでご注意ください。
- ※ 見積書の様式は、各社の見積書で結構ですが、別紙1「見積書記載要領」の内

容を満たしていなければ無効となりますのでご注意ください。ただし、見積書への押印については、令和2年9月1日以降の調達案件から別紙2「契約等の手続きにおける押印等の省略について」のとおり省略できることになりました。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

なお、売払いの場合は、最高価格を提示された事業者を契約相手とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない限り、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

5 見積合わせ結果について

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記3に問い合わせいただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（ただし、契約担当官が作成する必要がないと認める場合や契約金額によって、作成を省略する場合があります。）

7 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記4において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

見積書記載要領

各社の見積書様式での提出も可能ですが、以下の吹き出し部分の**内容は必須**です。なお、必須事項の記載なき見積書は無効となりますので、ご注意願います。

御 見 積 書

見積書提出日を記載してください。

令和 年 月 日

押印を忘れずに！

支出負担行為担当官福井県警察会計担当官 殿

下記のとおりお見積り申し上げます。

社印

〇〇県〇〇市〇〇〇番地

〇〇〇〇〇株式会社

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

代表者の私印

消費税込の見積額を記載

合計金額 ¥〇〇, 〇〇〇- (消費税込)

代表者の職印

※上記、社印・代表者私印 若しくは左記の代表者の職印

品 名	規 格	数 量	単 価	金 額
〇〇〇〇 △個 外口件		1 式		〇〇〇, 〇〇〇
案件内容は、『オープンカウンター方式による見積依頼案件』に提示された件名「〇〇〇〇 △個 外口件 1 式 ¥〇〇〇, 〇〇〇」等と記載願います。				
			小 計	〇〇, 〇〇〇
			消費税	〇〇〇
			合 計	〇〇, 〇〇〇

令和2年8月24日
福井県警察本部

契約等の手続きにおける押印等の省略について

この度、国費に係る契約等の手続きにおいて、下記の書類への代表者印、社印等の押印を省略できることになりましたので、お知らせします。

1 押印を省略できる書類

- (1) 請書 <支出負担行為担当官 福井県警察会計担当官 宛>
- (2) 見積書 <支出負担行為担当官 福井県警察会計担当官 宛>
- (3) 請求書 <官署支出官 福井県警察会計担当官 宛>

2 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に【書類の発行権者の氏名及び連絡先】及び【本件事務担当者の氏名及び連絡先】を必ず記載してください。

- ※1 書類の発行権者とは、代表取締役、又は支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職者をいいます。
- ※2 本件事務担当者とは、本契約に関する事務を担当する者をいいます。
- ※3 氏名については、必ずフルネームを記載するとともに、本件事務担当者の連絡先には、昼間に連絡をとることが可能な携帯電話等を記載してください。
- ※4 提出された書類の確認のため、記載された連絡先には、必要に応じてこちらから連絡させていただく場合があります。

3 本件取扱開始日

- (1) 本取扱いは、令和2年9月1日以降の調達案件から対象とします。
- (2) その他ご不明な点については、下記の連絡先までお問い合わせください。

本件に関する連絡先
福井県警察本部 会計課 用度係
電話 0776-22-2880 内線 2221,2223